

福井市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、福井市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、福井市図書館（福井市立図書館、福井市立みどり図書館、福井市立桜木図書館、福井市立美山図書館、福井市立清水図書館の5館をさす。以下「図書館」という。）の雑誌を広告媒体として活用することで、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館経費を効率的に運用し、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、民間事業者等が購入代金を負担した雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号のカバーに、当該民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）の名称の表示及び広告の掲出を行うことができる制度をいう。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象は、企業、商店、団体等とし、福井県内に本店、支店、事業所、出張所等を有することとする。ただし、要綱第7条に定める広告主等に該当する者及び個人は対象としない。

(提供雑誌の選定)

第5条 提供雑誌は、図書館が別に作成する雑誌リストの中から選定する。

(申込方法)

第6条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者は、雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）により、市に申し込む。

- 2 前項の申込みには、会社概要等業種が分かるものを添付する。
- 3 提供雑誌に広告の掲出を希望する者は、掲出希望の広告案を添付する。
- 4 申込みは、先着順に、随時受け付ける。
- 5 申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明した場合には、市は当該申込者について雑誌スポンサー制度の申込みがなかったものとみなすことができる。

(雑誌スポンサー期間)

- 第7条 雑誌スポンサーの期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中からの場合は、市が雑誌スポンサーに決定した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、決定が1月から2月になる見込みのときは、雑誌スポンサーとの協議により、翌年度の4月1日からとすることができる。
- 2 雑誌スポンサーの期間満了の3箇月前までに、雑誌スポンサーから提供中止の届出がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結)

- 第8条 市は、第6条の申込みを受けたときは、雑誌スポンサーの適否及び広告の内容等を次条で規定する雑誌スポンサー制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、当該申込みにかかる承諾または不承諾を決定する。
- 2 市は前項の決定した内容を、雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により通知する。
- 3 雑誌スポンサーに決定した者は、市と覚書(様式第3号)を締結する。

(審査委員会)

- 第9条 次項にあげる内容について審査を行うため、審査委員会を設置する。
- 2 審査委員会は、次に掲げる内容について審査を行う。
- (1) 雑誌スポンサーの適否に関する事。
 - (2) 広告の内容に関する事。
 - (3) その他広告掲出に関し必要な事項に関する事。
- 3 審査委員会の委員は次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 福井市立図書館長
 - (2) 福井市立図書館副館長
 - (3) 福井市立みどり図書館長
 - (4) 福井市立桜木図書館長
 - (5) その他委員長が必要と認める職にある者
- 4 審査委員会の委員長は、福井市立図書館長をもって充てる。
- 5 委員長は、審査委員会の会議の議長となる。
- 6 審査委員会の庶務は、福井市立図書館において処理する。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

- 第10条 提供雑誌の購入代金は、市が指定する取扱い書店(以下「取扱い書店」という。)の請求に基づいて、雑誌スポンサーが直接支払う。
- 2 取扱い書店への支払いは一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、

年度末に精算する。

- 3 振込手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 4 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、提供雑誌の変更その他必要な事項について市と雑誌スポンサーで協議することとする。
- 5 提供雑誌は、取扱い書店が図書館に納入する。

(広告の掲出)

- 第11条 提供雑誌に広告を掲出する場合、その適否の判断は、要綱第4条及び福井市図書館雑誌スポンサー制度広告掲出基準の規定に基づくものとする。
- 2 提供雑誌に広告を掲出する場合、雑誌スポンサーは要綱第8条を遵守しなければならない。
 - 3 表面に雑誌スポンサー名を表示する場合は、縦4センチ、横13センチ以内で、地色は白色、文字は黒色とする。表示位置は、配架したときに雑誌スポンサー名が見える位置とする。
 - 4 裏面に広告を掲出する場合は、広告は片面印刷、最大で提供雑誌の裏表紙サイズまでとする。
 - 5 表面の雑誌スポンサー名の表示は図書館が作成し、裏面に掲出する広告は雑誌スポンサーが作成する。ただし、雑誌スポンサーが表面の表示の作成を希望した場合は、この限りでない。
 - 6 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定する。
 - 7 広告の掲出期間は、提供雑誌最新号の配架期間とする。

(提供雑誌、広告内容の変更)

- 第12条 雑誌スポンサーは、提供雑誌又は広告の内容について変更しようとするときは、提供雑誌、広告内容変更届出書(様式第4号)により市に届け出る。

(雑誌の提供の中止)

- 第13条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3箇月前までに、雑誌提供中止届出書(様式第5号)により市に届け出る。

(雑誌スポンサー及び広告掲出決定の取消)

- 第14条 雑誌スポンサーに決定した者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかなる場合は、市は当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。
- (1) 前条の規定により雑誌スポンサーが雑誌の提供の中止を届け出た場合で、市が承認したとき。
 - (2) 提供する雑誌の購入代金を取扱い書店の指定期日までに納入しないとき。

- (3) 市と雑誌スポンサーが締結した雑誌の提供に関する覚書について、雑誌スポンサーがこれを遵守していないことが判明し、市が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。
 - (4) 雑誌スポンサー制度申込書の誓約及び記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。
 - (5) 雑誌スポンサー決定後の状況変化等により、要綱第7条に抵触したとき。
- 2 市は、前項の規定により、雑誌スポンサーの決定及び広告の掲出を取り消すときは、雑誌スポンサー取消通知書（様式第6号）により、雑誌スポンサーに通知する。

（提供雑誌の所有権）

第15条 提供雑誌の所有権は、市に帰属する。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市と雑誌スポンサーとの協議で定める。

附 則

この要領は、平成27年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。